

沖縄市 IT ワークプラザ入居事業所募集要項

(平成 24 年 5 月 29 日決裁)

改正 平成 28 年 12 月 6 日決裁 令和 7 年 2 月 6 日決裁

令和 7 年 7 月 11 日決裁

(趣旨・目的)

第 1 条 この要綱は、沖縄市 IT ワークプラザにおける、インキュベート室への入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 沖縄市 IT ワークプラザに入居する企業は、情報通信関連企業で、高度な専門知識を有する人材育成、市民雇用、施設周辺地域経済の活性化等に貢献する企業でなければならない。

(施設の名称及び位置)

第 2 条 施設の位置及び名称は次のとおりとする。

名称 沖縄市 IT ワークプラザ

位置 沖縄市泡瀬三丁目 47 番 10 号

2 インキュベート室の区分及び面積等は別図のとおりとする。

(入居応募資格要件)

第 3 条 インキュベート室の入居に応募しようとする者（以下「入居応募者」という。）は、次の(1)から(4)に定める要件を全て満たしていなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。

ア BPO やコールセンター事業を行う者

イ ASP・SaaS 事業を行う者

ウ ソフトウェア開発を行う者

エ オリジナルコンテンツ開発及び配信事業を行う者

オ テスティング事業を行う者

カ 情報通信分野における研究開発を行う者

キ 情報通信分野における人材育成を行う者

ク その他沖縄市 IT ワークプラザの事業の効果を高めるため、市長が必要と認める者

(2) 事業資金の調達能力を有している者

(3) 事業内容等が各種法令等に抵触せず、沖縄市 IT ワークプラザの構造上、設備上問題なく使用する者

(4) 沖縄市 IT ワークプラザ入居から、3 年以内を目途に民間 IT 施設へ移行する者

2 前項の規定にかかわらず、これまで入居したことがある者が再度、入居することについてやむを得ない理由がある場合は、再入居に応募することができる。

(募集方法等)

第4条 入居の募集は、原則として公募によるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 公募の方法は、沖縄市のホームページ等を通じて行う。

3 公募を行うインキュベート室については別図のとおりである。

(入居応募の方法)

第5条 インキュベート室の入居応募は、入居応募申込書(様式第1号の1)に関係資料を添えて、市長へ提出しなければならない。ただし、これまでに入居したことのある者が再度入居応募する場合は、再入居応募申込書(様式第1号の2)に関係資料を添えて、市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があった場合、応募者に対して聞き取りを行うことができる。

(入居許可者の選考)

第6条 市長は、沖縄市 IT ワークプラザ入居事業所選定委員会において、入居事業所の選定を行い、入居許可者を内定するものとする。

2 市長は前項の内定を行ったときは、速やかに、沖縄市 IT ワークプラザ入居内定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 前項の入居内定通知書に係る入居期間については、原則3年以内とする。ただし、これまでに入居したことのある者が再度入居する場合の入居期間については、原則1年以内とする。

4 入居許可者の選考基準は次の各号に定めるところによるものとする。

(1)事業計画等の確実性

事業計画のスケジュール及び執行体制が確実であること。

(2)経営の確実性

経営状況が堅実であり、事業計画の実施に必要な資金計画を有していること。

(3)高度 IT 人材の育成

情報通信関連産業における専門知識を有する人材育成が可能であること。

(4)市経済への波及効果

施設周辺地域への経済的波及効果が期待されるとともに、新規雇用者の増が見込まれること。

(5)その他

特に事業の必要性などが認められること。

(市長の使用許可)

第7条 市長から入居内定の通知を受けた者(以下「入居内定者」という。)は、市長の指定する期間内に別に定める使用許可申請書を提出しなければならない。

(内定の取消)

第8条 市長は、入居内定者が市長の指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の事業計画に著しい変更が生じる等、使用許可を与えることが不相当であると認められるときは第6条第1項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による内定の取消しは、沖縄市 IT ワークプラザ入居内定取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

（補足）

第9条 この要綱に定めが無い事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

附 則(平成28年12月6日決裁)

この要項は、平成28年12月6日から施行する。

附 則(令和7年2月6日決裁)

この要項は、令和7年2月6日から施行する。

附 則(令和7年7月11日決裁)

この要項は、令和7年7月11日から施行する。

様式第1号の1(第5条関係)

入居応募申込書

[別紙参照]

様式第1号の2(第5条関係)

再入居応募申込書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

沖縄市 IT ワークプラザ入居内定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

沖縄市 IT ワークプラザ入居内定取消通知書
[別紙参照]